

第三京浜道路
川崎高架橋塗替塗装工事

交 付 図 書 正 誤 表

東日本高速道路株式会社 関東支社

京浜管理事務所

対象 特記仕様書 P 4 7-3 一般道の交通規制及び通行止め (1) 交通規制

誤

(5) 高架下占用施設関係

| 施設等名 | 施設等管理者名 | 位置 | 摘要 |
|-------------|-----------------------|---------|---------|
| 教習所 | KANTOモータースクール 溝ノ口校 | 川崎高架橋 | P76～P77 |
| 駐車場 | 東日本高速道路株 | 川向高架橋 | P37～P41 |
| | ㈱ホンダカーズ神奈川 | | P42～P43 |
| 事務所・倉庫 | SBSロジコム株 | 川向高架橋 | P43～P50 |
| 横浜市小机スポーツ会館 | 横浜市神奈川区地域振興課 | 小机第一高架橋 | P0～A2 |
| 横浜市羽沢スポーツ会館 | | 綿打高架橋 | P1～P3 |

受注者は、上表以外の本工事に係る施設等を発見したときは、監督員に通知し、監督員の指示に従わなければならない。

7. 作業日及び作業期間に関する事項

7-1 作業期間
 共通仕様書1-1-3「作業日」の規定による他、下表に示す期間は作業を行ってはならない。やむを得ず作業を行う必要がある場合は、受注者は、事前にその理由を監督員に連絡するものとする。

| 期間(予定) | 区間 | 摘要 |
|--------------------|----|-----------------------|
| 各年度3月1日～3月31日の31日間 | — | 横浜市道新横浜元石川線の交通規制を伴う工事 |

なお、記載している期間は現時点での予定であり、詳細については別途監督員から指示するものとする。

7-2 夜間作業
 足場の設置・撤去作業及びこの作業に伴う一般道の交通規制作業については、共通仕様書1-1-3「作業日」の規定にかかわらず夜間作業を行うことができるものとする。

7-3 一般道の交通規制及び通行止め
 下表に示すとおり、道路管理者との協議に基づき一般道において交通規制及び通行止めを予定している。また、交通規制及び通行止めの時期、時間帯及び回数は現時点における予定であり、変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとし、受注者はこれに従わなければならない。なお、一般道の交通規制及び通行止めに関する費用は、諸経費に含むものとする。

(1) 交通規制

| 道路名 | 1車線規制可能時間帯 | 摘要 |
|------------|--------------|-------------------------|
| 市道二子千年線 側道 | 09:00～17:00 | 足場設置撤去 |
| 市道二子千年線 側道 | 21:00～翌05:00 | 足場設置撤去、市道の防護柵・立入防止柵撤去設置 |
| 市道新横浜元石川線 | 21:00～翌05:00 | 足場設置撤去 |

(2) 通行止め

| 道路名 | 時期 | 回数 | 通行止め可能時間帯 | 摘要 |
|-----------|-------|-----|--------------|---------------------------|
| 市道末長17号線 | 工事期間中 | 11回 | 21:00～翌05:00 | 川崎高架橋P76橋脚の足場設置撤去、検査路撤去設置 |
| 市道末長21号線 | | 9回 | 21:00～翌05:00 | 足場設置撤去、落下物防止網撤去設置 |
| 市道川向160号線 | | 23回 | 21:00～翌05:00 | 足場設置撤去 |
| 市道川向192号線 | | 18回 | | |
| 市道川向249号線 | | 5回 | 09:00～17:00 | |

4

足場設置撤去

足場設置撤去、市道の防護柵・立入防止柵撤去設置

正

(5) 高架下占用施設関係

| 施設等名 | 施設等管理者名 | 位置 | 摘要 |
|-------------|-----------------------|---------|---------|
| 教習所 | KANTOモータースクール 溝ノ口校 | 川崎高架橋 | P76～P77 |
| 駐車場 | 東日本高速道路株 | 川向高架橋 | P37～P41 |
| | ㈱ホンダカーズ神奈川 | | P42～P43 |
| 事務所・倉庫 | SBSロジコム株 | 川向高架橋 | P43～P50 |
| 横浜市小机スポーツ会館 | 横浜市神奈川区地域振興課 | 小机第一高架橋 | P0～A2 |
| 横浜市羽沢スポーツ会館 | | 綿打高架橋 | P1～P3 |

受注者は、上表以外の本工事に係る施設等を発見したときは、監督員に通知し、監督員の指示に従わなければならない。

7. 作業日及び作業期間に関する事項

7-1 作業期間
 共通仕様書1-1-3「作業日」の規定による他、下表に示す期間は作業を行ってはならない。やむを得ず作業を行う必要がある場合は、受注者は、事前にその理由を監督員に連絡するものとする。

| 期間(予定) | 区間 | 摘要 |
|--------------------|----|-----------------------|
| 各年度3月1日～3月31日の31日間 | — | 横浜市道新横浜元石川線の交通規制を伴う工事 |

なお、記載している期間は現時点での予定であり、詳細については別途監督員から指示するものとする。

7-2 夜間作業
 足場の設置・撤去作業及びこの作業に伴う一般道の交通規制作業については、共通仕様書1-1-3「作業日」の規定にかかわらず夜間作業を行うことができるものとする。

7-3 一般道の交通規制及び通行止め
 下表に示すとおり、道路管理者との協議に基づき一般道において交通規制及び通行止めを予定している。また、交通規制及び通行止めの時期、時間帯及び回数は現時点における予定であり、変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとし、受注者はこれに従わなければならない。なお、一般道の交通規制及び通行止めに関する費用は、諸経費に含むものとする。

(1) 交通規制

| 道路名 | 1車線規制可能時間帯 | 摘要 |
|------------|--------------|-------------------------|
| 市道二子千年線 側道 | 09:00～17:00 | 足場設置撤去、市道の防護柵・立入防止柵撤去設置 |
| 市道二子千年線 側道 | 21:00～翌05:00 | 足場設置撤去 |
| 市道新横浜元石川線 | 21:00～翌05:00 | 足場設置撤去 |

(2) 通行止め

| 道路名 | 時期 | 回数 | 通行止め可能時間帯 | 摘要 |
|-----------|-------|-----|--------------|---------------------------|
| 市道末長17号線 | 工事期間中 | 11回 | 21:00～翌05:00 | 川崎高架橋P76橋脚の足場設置撤去、検査路撤去設置 |
| 市道末長21号線 | | 9回 | 21:00～翌05:00 | 足場設置撤去、落下物防止網撤去設置 |
| 市道川向160号線 | | 23回 | 21:00～翌05:00 | 足場設置撤去 |
| 市道川向192号線 | | 18回 | | |
| 市道川向249号線 | | 5回 | 09:00～17:00 | |

4

吊足場設置撤去、市道の防護柵・立入防護柵撤去設置

足場設置撤去

備考 特記仕様書 P 4 7-3 一般道の交通規制及び通行止め (1) 交通規制 摘要 記載内容訂正